

串間市子ども読書活動推進計画



令和5年3月
串間市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 アンケート結果から見た串間市の子ども読書の現状と課題（分析）

- 1 小学生、中学生、高校生のアンケート結果・・・・・・・・ 3
- 2 未就学児の保護者に対するアンケート結果・・・・・・・・ 9

第4章 計画推進のための取り組み

- 基本方針1 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・ 13
- 基本方針2 図書館や学校等における読書活動の推進・・・・ 14
- 基本方針3 子どもの読書活動における広報・啓発の推進・・ 17

資料編

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 19
- 2 串間市立図書館条例（抄）・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 図書館法（抄）・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4 令和4年度串間市立図書館協議会委員名簿・・・・・・・・ 23
（串間市子ども読書活動推進計画策定委員）
- 5 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことが重要です。

しかし、現在の子ども達を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化に伴う人間関係の希薄化や、スマートフォンやタブレット端末等の情報通信機器の急速な発達・普及に伴い、インターネットなどの電子媒体を活用した調べものの利用が増えているなかで、子どもの読書離れが指摘されております。

このような中、子ども達があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的な読書活動を行ったり、本に触れるための環境整備に努めるために、「串間市子ども読書活動推進計画」を策定することといたしました。

2. 国・県の動向

国は、平成13年12月に、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律に基づき、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。また、平成30年4月には、これまでの計画に加えて、発達段階に応じた取り組みにより、読書習慣を形成することや友人同士で行う活動等を通じて、読書への関心を高めることなどが盛り込まれた第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

宮崎県では、平成16年3月に「宮崎県子ども読書活動推進計画」を、平成23年3月には、第二次の推進計画を策定し、家庭・地域・学校等における読書活動を推進してきました。また、平成30年8月には「宮崎県生涯読書活動推進計画」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に定められた都道府県子ども読書活動推進計画を兼ねる。）が策定され、子どもから大人まで全ての県民が生涯にわたって読書に親しむ「日本一の読書県」に向けた施策を進めています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律（第9条）」において、市町村は、国や県が策定した「子ども読書活動推進基本計画」を基本とし、市町村の子ども読書活動推進計画を策定するように努めなければならないと規定されています。

本計画は、この法律の理念に基づき、本市における子ども読書活動を更に推進するための環境整備等を行いながら計画的に施策を展開するために策定するものです。

2. 基本方針

本市では、これまでの取り組みの成果やアンケート結果から見えてきた課題を踏まえ、次の柱に沿って、子どもの読書活動推進に取り組むこととします。

- （1）家庭における子どもの読書活動の推進
- （2）図書館や学校等における読書活動の推進
- （3）子どもの読書活動における広報・啓発の推進

3. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和10年度までの5年間とし、必要に応じて見直すこととします。

第3章 アンケート結果から見た串間市の子ども読書の現状と課題（分析）

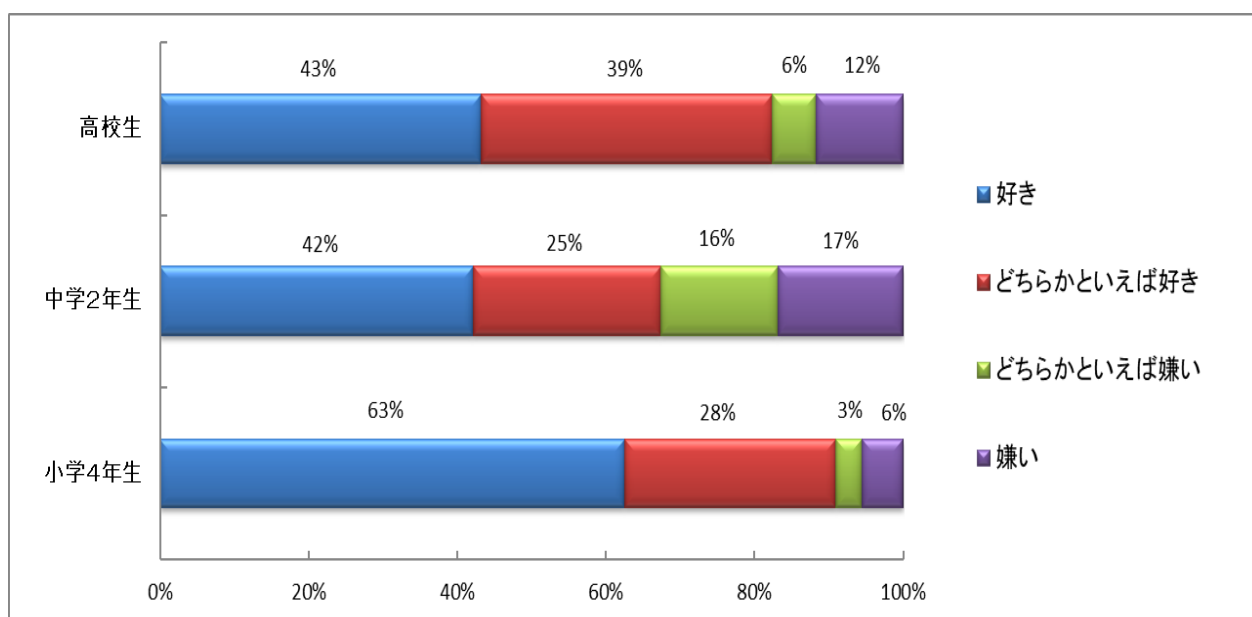
このアンケートは、串間市子ども読書活動推進計画の策定にあたり、串間市の未就学児、小学生、中学生、高校生の読書活動の現状と課題を把握するために、市内小学校4年生及び中学校2年生、福島高等学校2年生を対象にするとともに、市内12の保育園等の保護者を対象として実施しました。

1. 小学生、中学生、高校生のアンケート結果

【本への興味】

読書が好きか嫌いかにについて、調査しました。

質問 あなたは本が好きですか。（紙・電子本、問わず、雑誌・マンガも含む。）



小学4年生では、131人（91%）が、中学2年生では、64人（67%）が「好き」「どちらかといえば好き」と答えています。高校2年生では、42人（82%）が「好き」「どちらかといえば好き」と答えております。

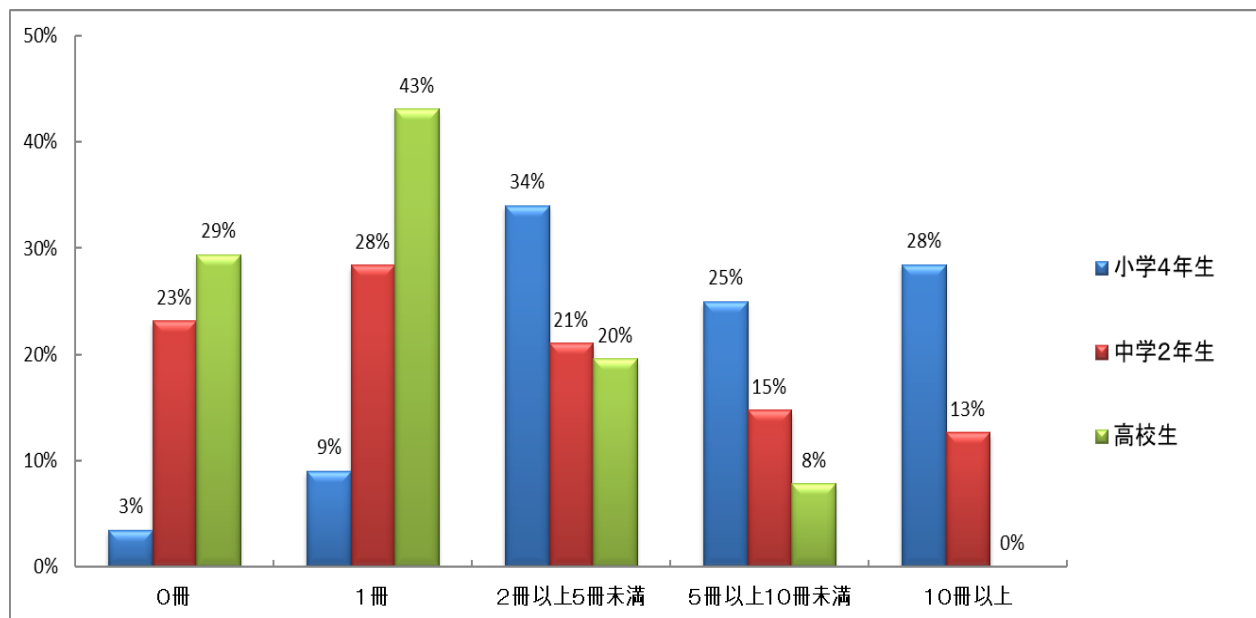
一方、本が「嫌い」「どちらかといえば嫌い」と答えたのは、小学4年生が13人（9%）、中学2年生が31人（33%）となっており、高校2年生では9人（18%）という結果でした。

全体では、237人（82%）が本が「好き」「どちらかといえば好き」と答えており、読書への関心は高いことが伺えます。

【児童・生徒の実態】

児童・生徒の読書状況について、調査しました。

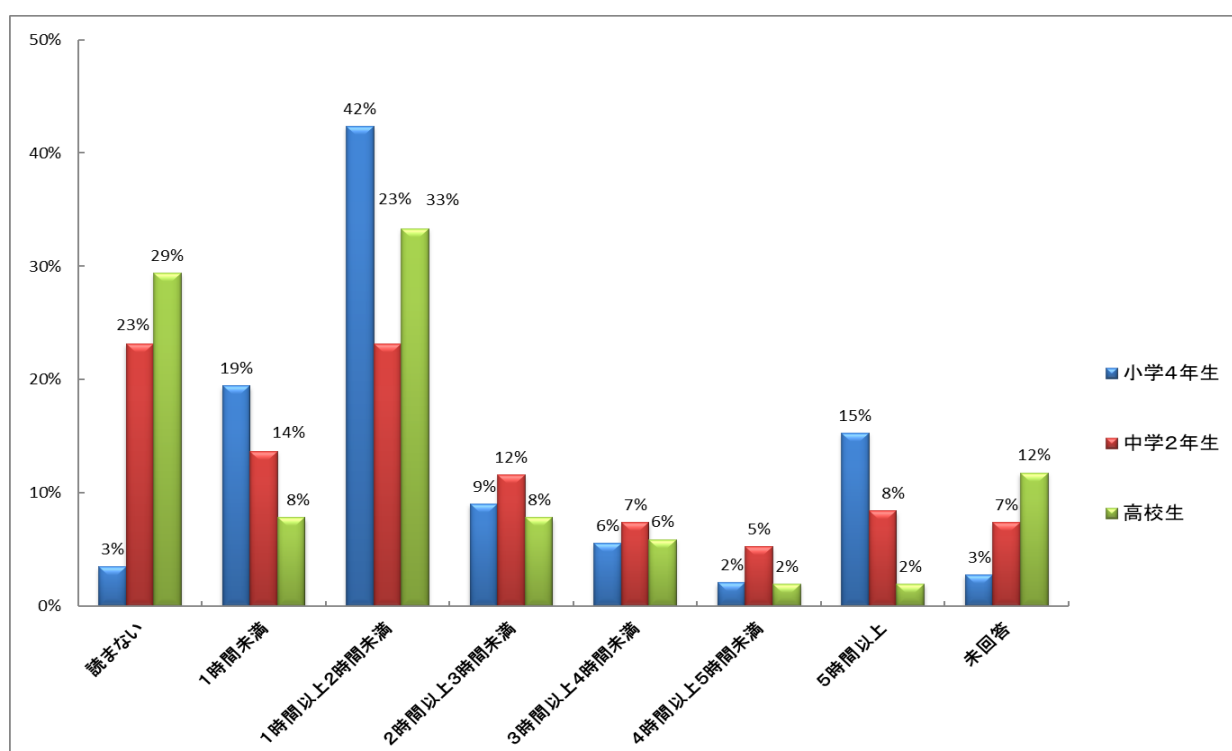
質問 1週間に本を何冊読みますか。



全体では、1週間に1冊以上本を読む児童・生徒が、248人（86％）となっております。
 学年別では、小学4年生では、139人（97％）が、中学2年生では、73人（77％）、高校2年生では、36人（71％）という結果でした。

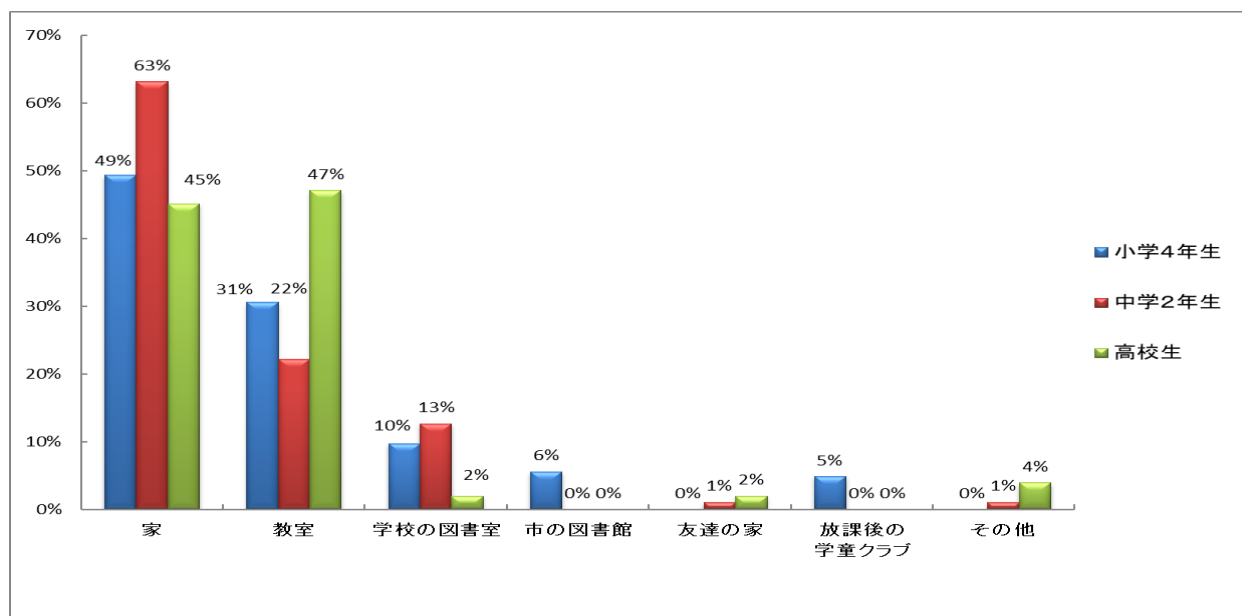
進学するにつれて読書量が減っている状況から、「部活動」や「塾、習い事」、「SNSの利用」などの時間が増えていることが予想されます。

質問 1週間にどのくらいの時間、本を読みますか。



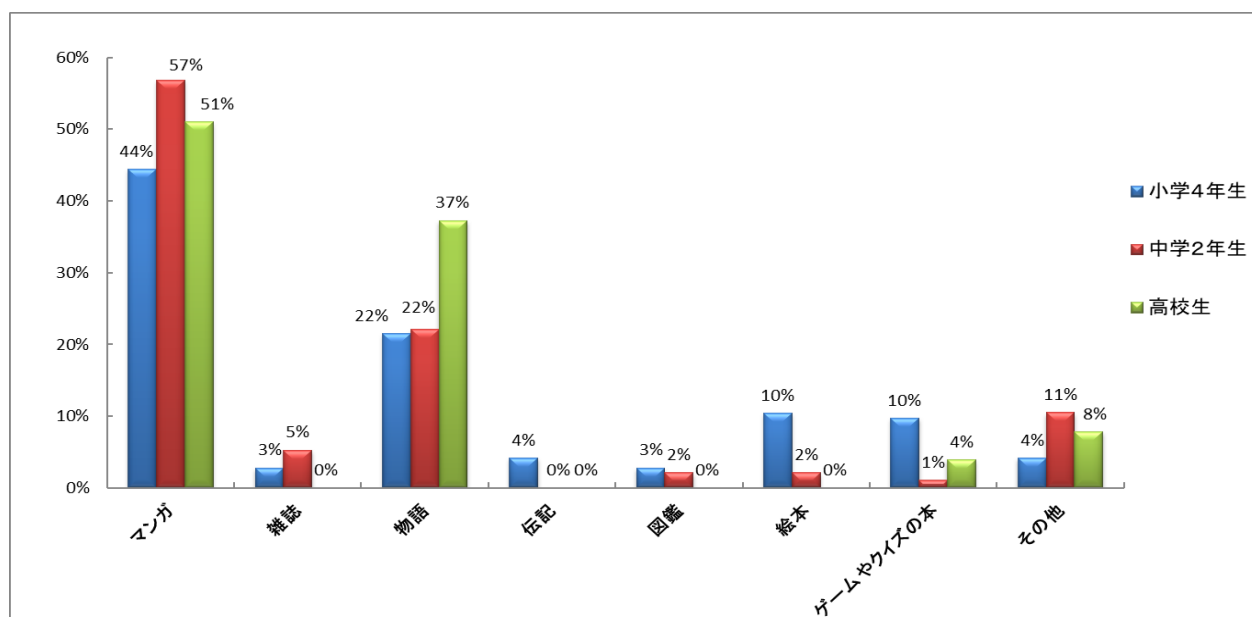
本を1週間に1冊以上読むと答えた児童・生徒のうち、1週間に1時間以上読む児童・生徒は、小学4年生では、107人（77％）、中学2年生が53人（73％）、高校2年生では26人（72％）となっております。また、そのうち週3時間以上、読書をしているのは、小学4年生で33人（31％）、中学2年生で20人（38％）、高校2年生で5人（19％）となっており、中学生が一番高い状況となっております。

質問 どこで本を読むことが多いですか。



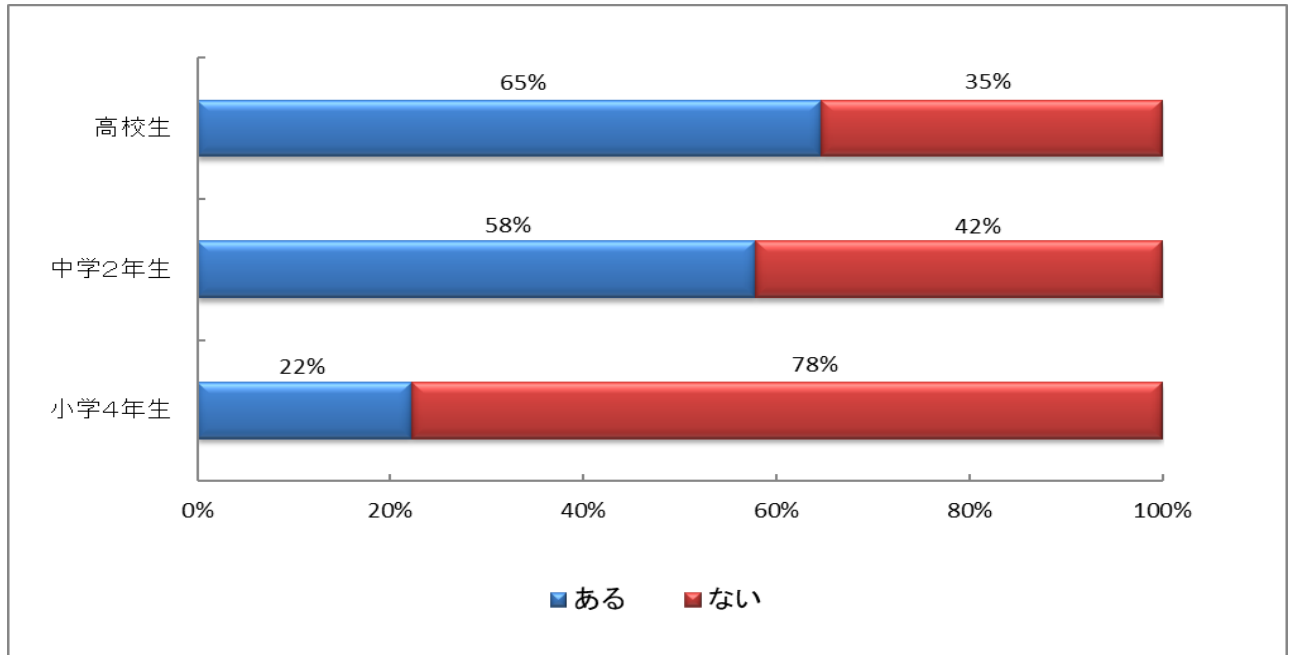
全体的に家、教室、学校の図書室など身近な場所での利用が多く、市立図書館内で本を読むのは8人（3％）、放課後の学童クラブ及びその他で、10人（3％）となっています。

質問 あなたが、よく読む本を教えてください。



子ども達に興味がある本は、全体的に「マンガ」、「物語」という順でした。小学4年生では、次に「絵本」「ゲームやクイズの本」に興味があり、中学2年生及び高校2年生では、「その他」として小説への興味が高いようです。

質問 タブレットやスマートフォン等で物語やマンガを読んだことがありますか。

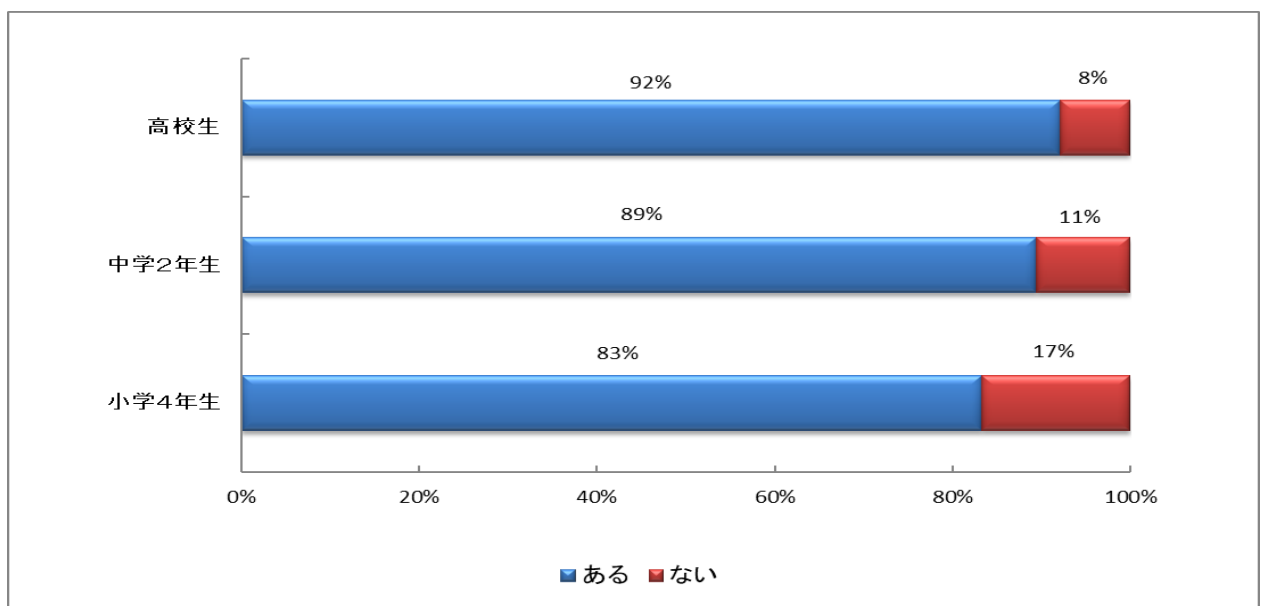


小学4年生では32人(22%)、中学2年生では55人(58%)、高校2年生では33人(65%)が、「ある」と答えています。学年が上がるごとに、スマートフォン等の所有率が上がり、ネット環境を利用する機会が増えていることが伺えます。

【児童・生徒の図書館利用】

児童・生徒の図書館利用の現状を把握し、利用率の向上を図るために調査しました。

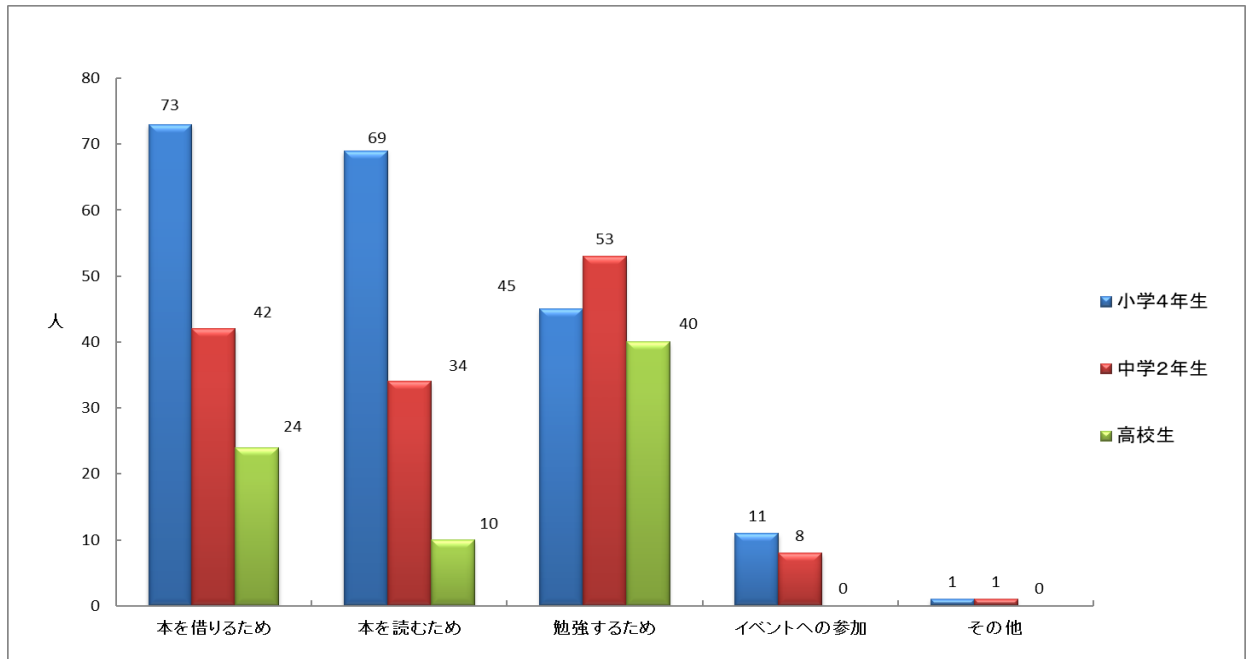
質問 串間市立図書館を利用したことがありますか。



いずれも8割以上が図書館を利用したことがあると回答しています。一方、小学4年生の24人(17%)、中学2年生が10人(11%)、高校2年生で4人(8%)が図書館を利用したことがないと回答しており、特に小学生では、その半数が図書館から遠方に住んでいるという状況でした。

質問 「Q9（小・中学生）」「Q8（高校生）」で「ある」と答えた方にお聞きします。

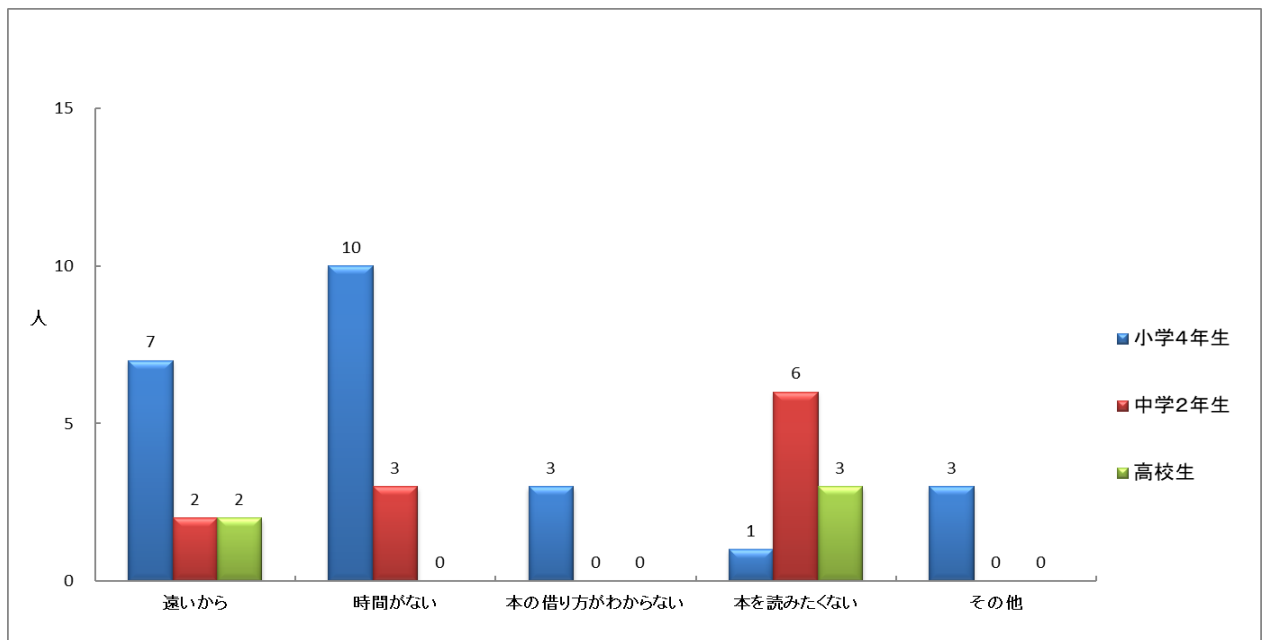
どんな目的で利用されましたか。（複数回答可）



小学4年生は「本を借りるため」、「本を読むため」の順に多く、中学2年生及び高校2年生では、「勉強するため」、「本を借りるため」の順に多くなっている状況です。

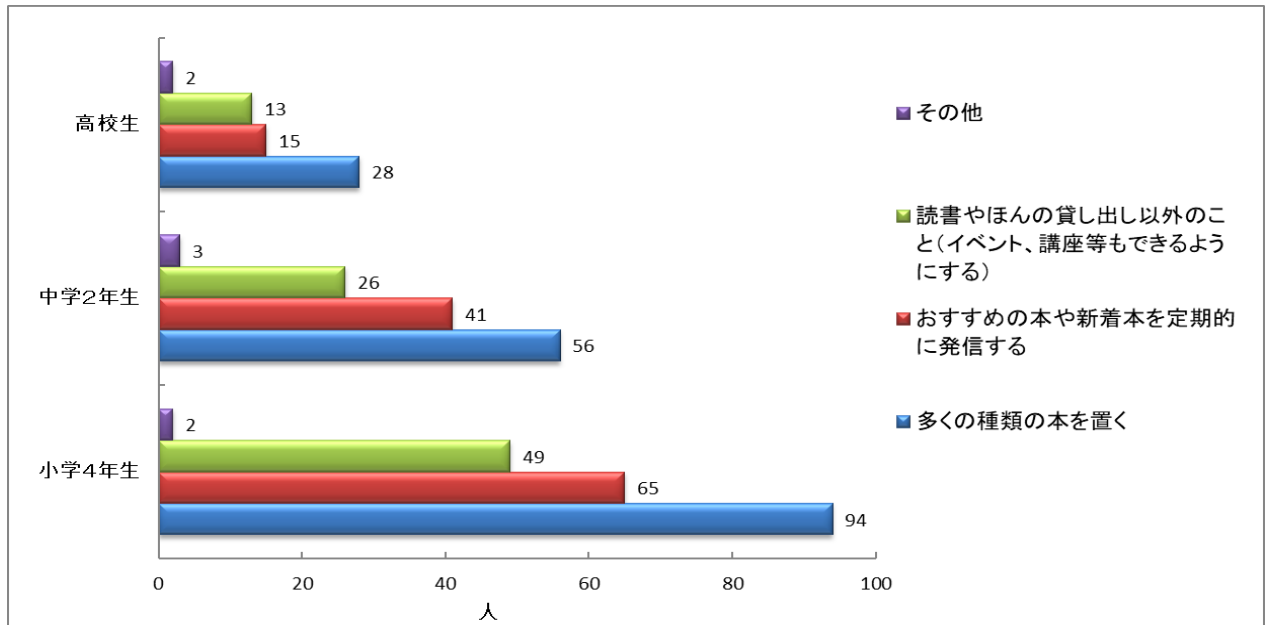
質問 「Q9（小・中学生）」「Q8（高校生）」で「ない」と答えた方にお聞きします。

理由をお聞かせください。（複数回答可）



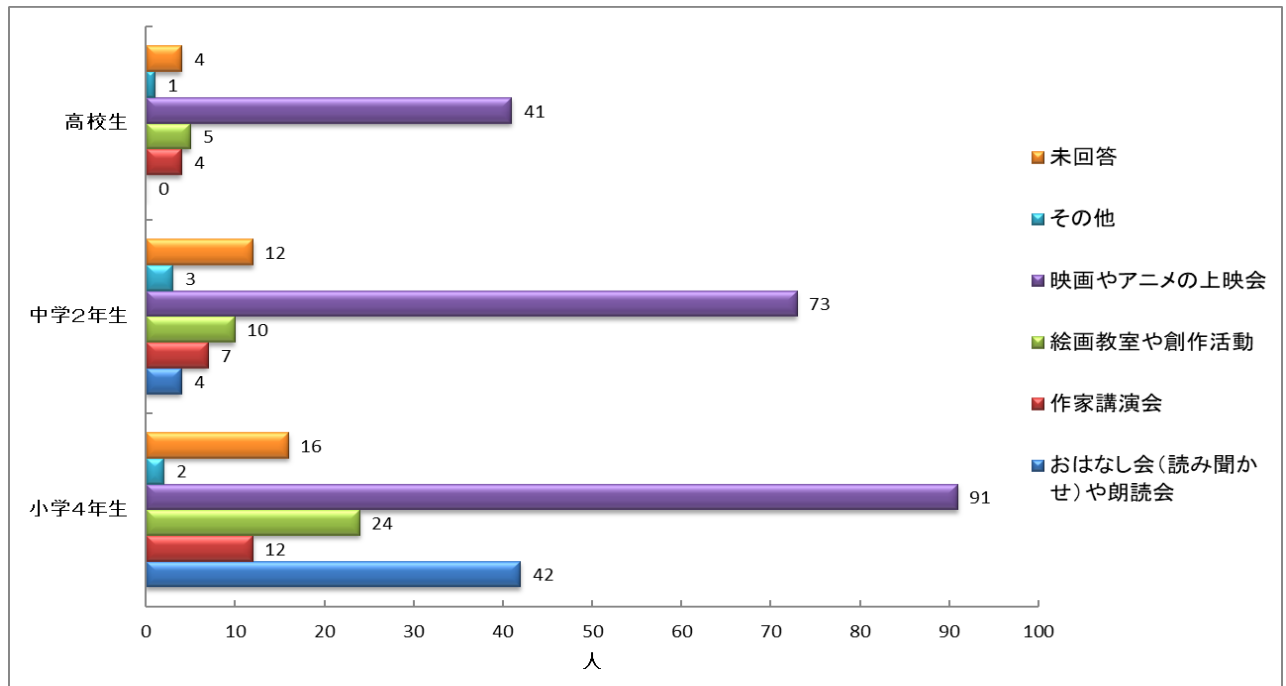
図書館に行かない理由としては、小学4年生で「時間がない」「遠いから」、中学2年生では、「本を読みたくない」「時間がない」、高校2年生では、「本を読みたくない」「遠いから」という順に多くなっている状況です。

質問 串間市立図書館をより利用しやすくするためには、どんな方法が良いと思いますか。(複数回答可)



図書館を更に利用しやすくするための方法について伺ったところ、全体的に「多くの種類の本を置く」と回答の方が一番多く、次に「おすすめの本や新着本を定期的に発信する」という回答が多い状況でした。

質問 図書館に希望することがあればお聞かせください。(複数回答可)

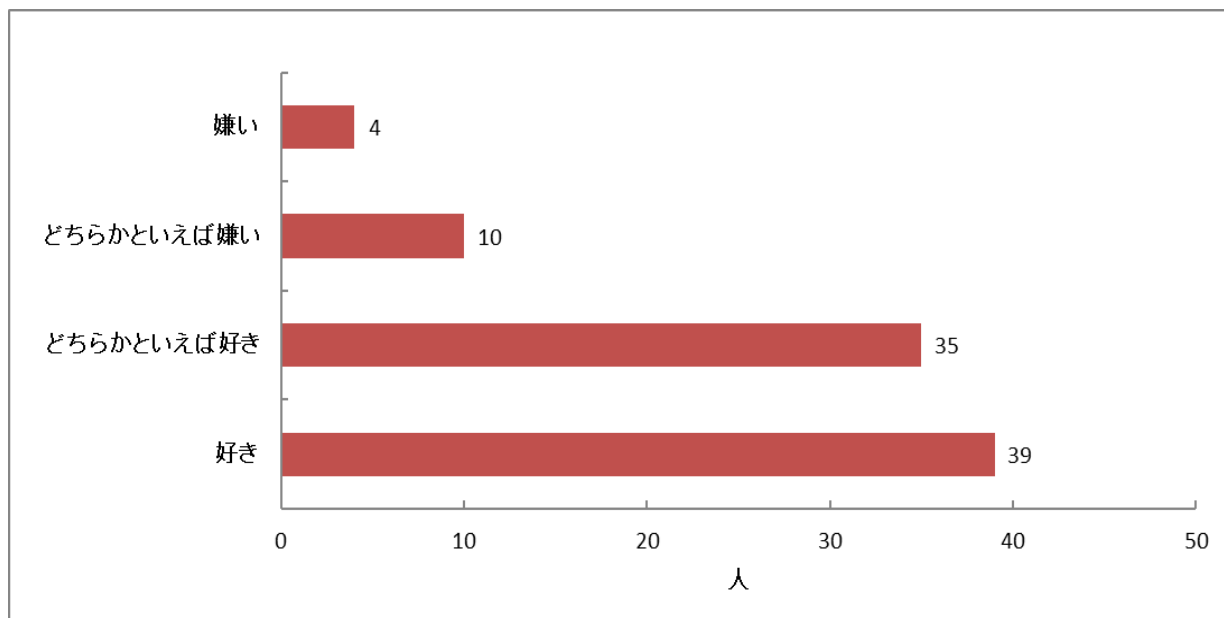


図書館に希望する内容について伺ったところ、全体的に「映画やアニメの上映会」が非常に多い状況でした。次に回答が多かったのは、小学4年生で「おはなし会」、中学2年生及び高校2年生では「絵画教室や創作活動」が多くなっている状況でした。

2. 未就学児の保護者に対するアンケート結果

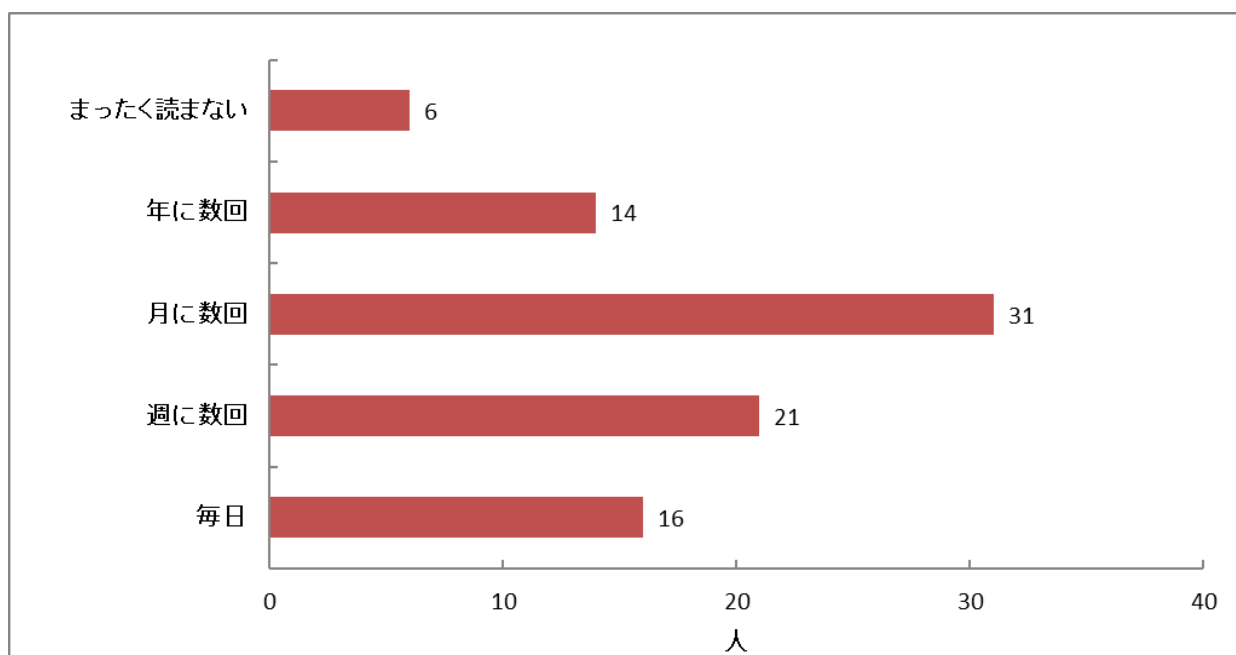
子どもに対する読み聞かせ状況等について調査しました。

質問 あなたは、本は好きですか。（紙・電子本、問わず、雑誌・マンガも含む。）



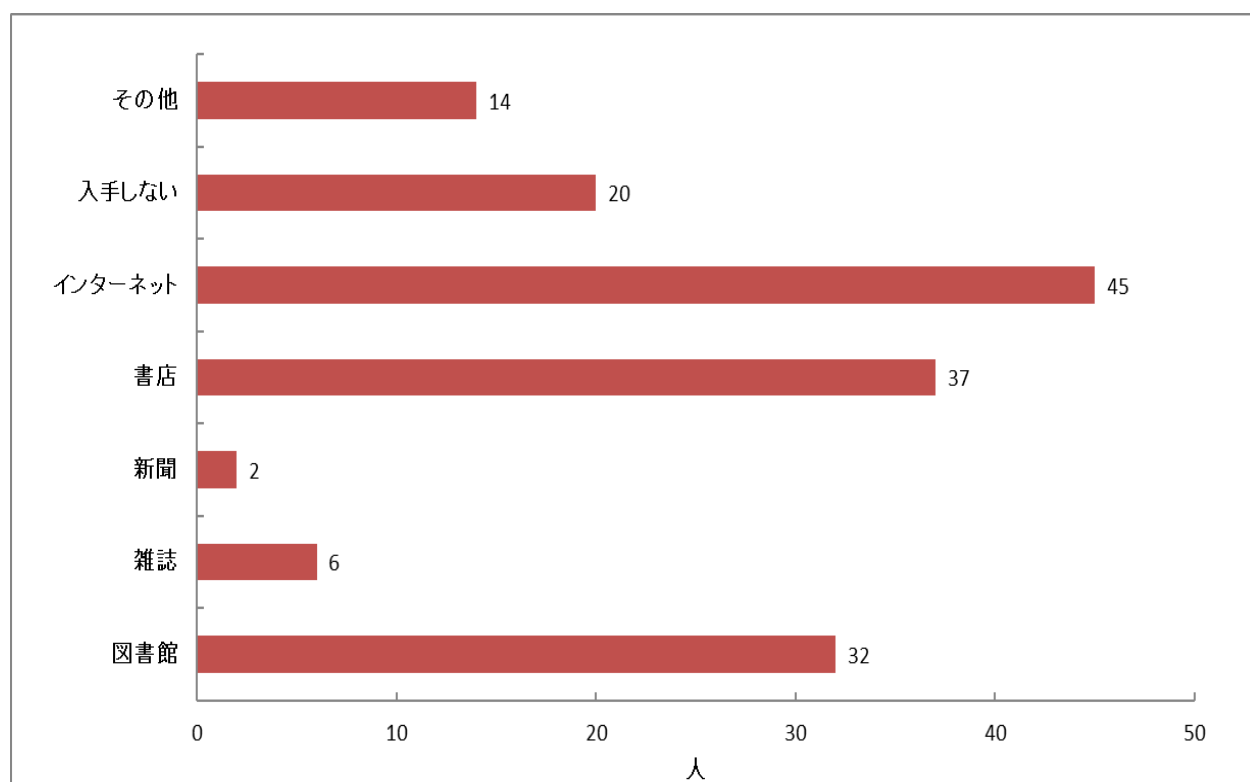
未就学児の保護者がどの程度本に興味を持っているか調査したところ、「好き」「どちらかといえば好き」と回答したのは、74人（84％）でした。一方、「嫌い」「どちらかといえば嫌い」と答えたのは、14人（16％）となっており、読書への関心は高いことが伺えます。

質問 お子さんにどのくらい本を読んであげますか。



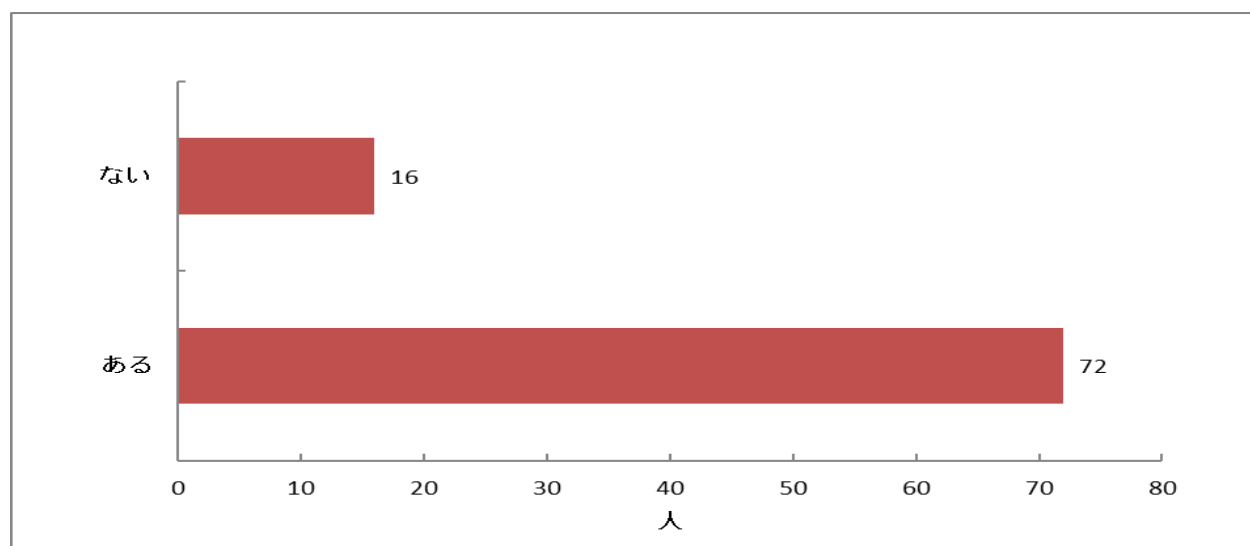
子どもの読み聞かせを、「毎日」「週に数回」していると回答したのは、37人（42％）となっております。また、「月に数回」と回答したのが31人（35％）、「年に数回」が14人（16％）となっております。

質問 本の情報はどこから入手しますか。(複数回答可)



本の情報の入手先について尋ねたところ、「インターネット」と回答した方が、45人と一番多く、次に「書店」が37人、「図書館」が32人の順に多い結果となっております。

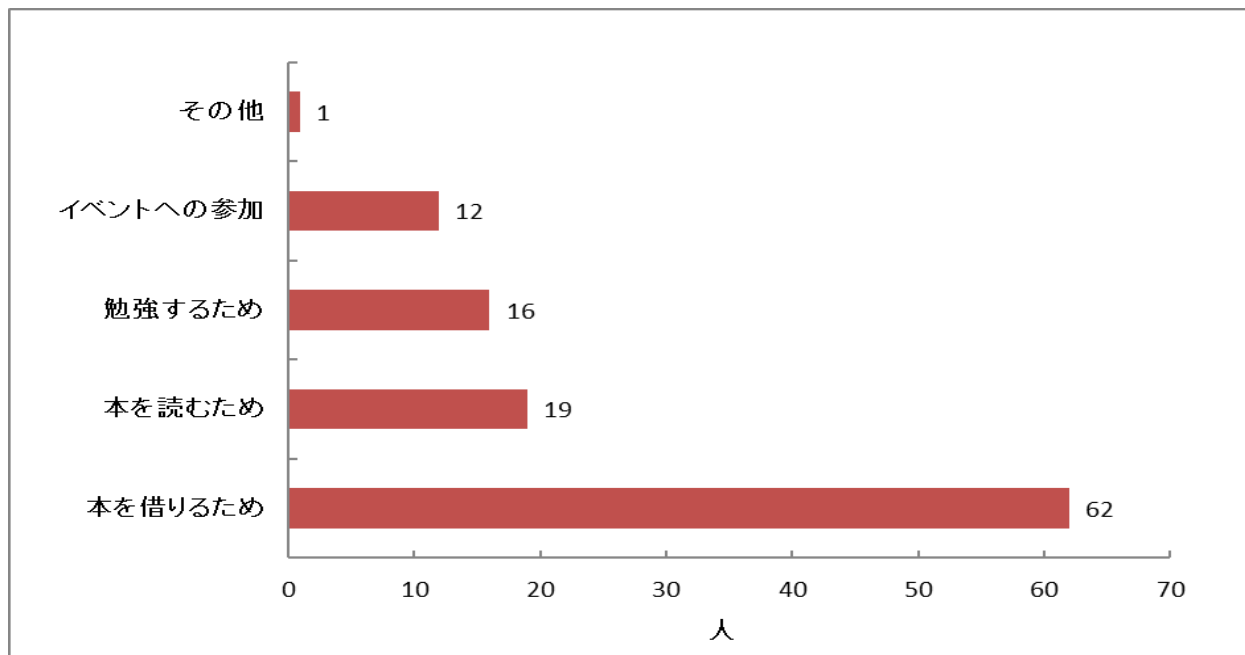
質問 串間市立図書館を利用したことがありますか。



図書館利用について尋ねたところ、約7割の方が利用したことがあると回答しています。

質問 Q5で「ある」と答えた方にお聞きします。どんな目的で利用されましたか。

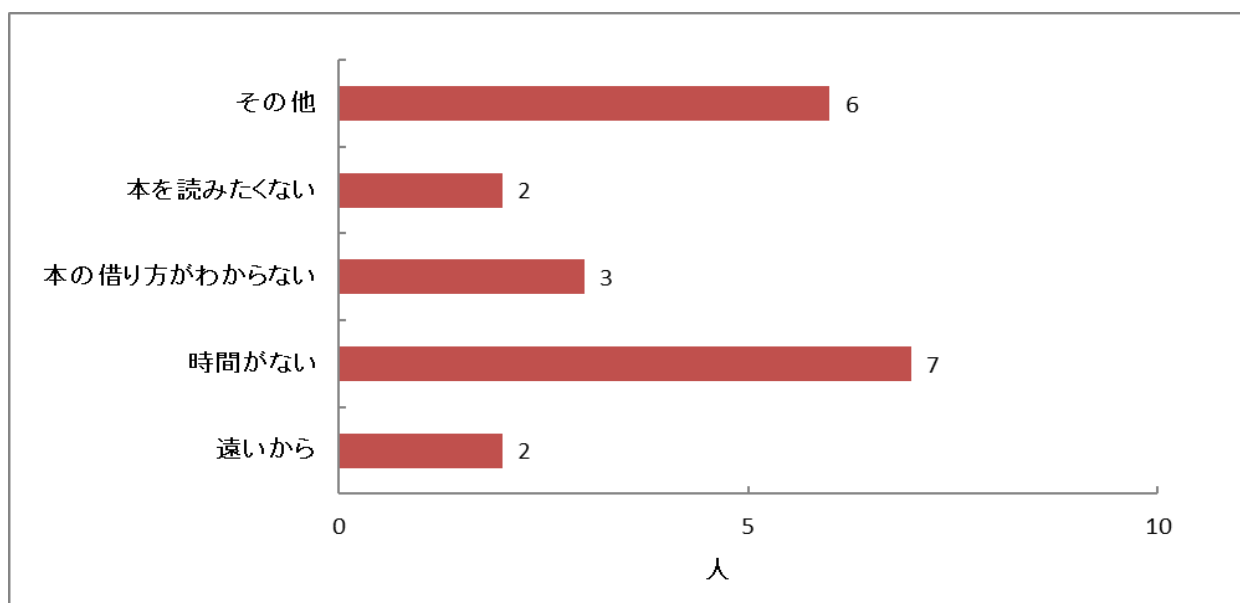
(複数回答可)



図書館の利用目的については、「本を借りるため」が一番多く、次に「本を読むため」「勉強するため」という順に多くなっている状況でした。

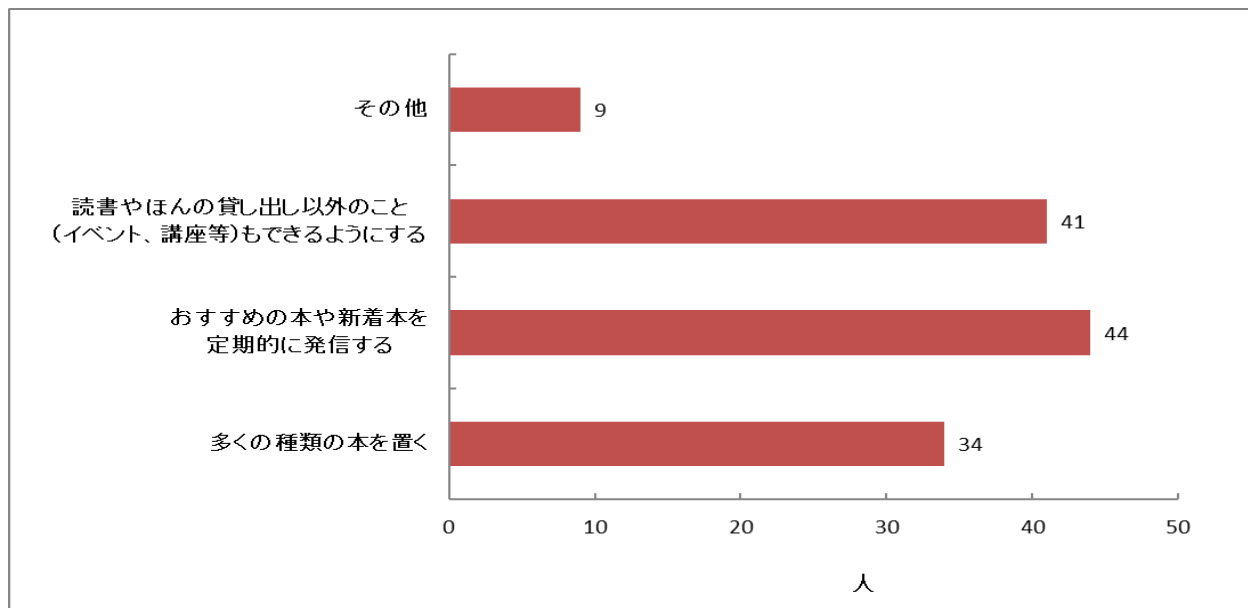
質問 Q5で「ない」と答えた方にお聞きします。理由をお聞かせください。

(複数回答可)



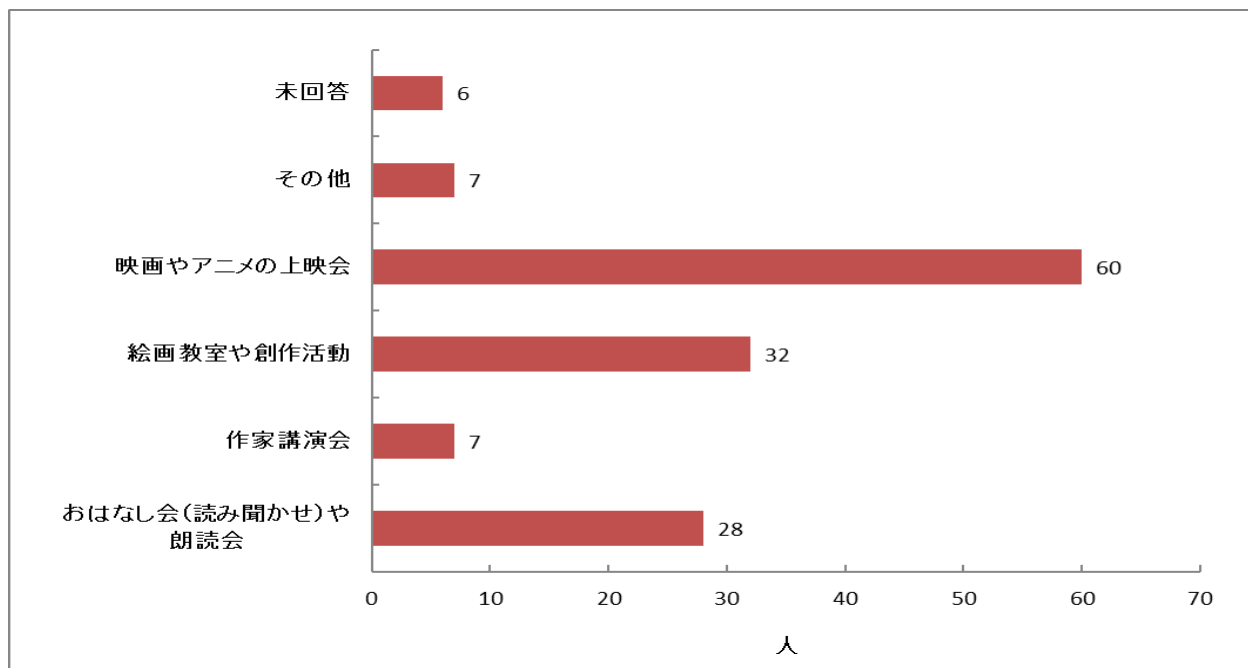
図書館を利用しない理由としては、「時間がない」が一番多く、次いで「その他」が多くなっていました。その他の内容としては、「子どもが騒いでしまうから」「子どもが静かに利用できる年齢に達してなかった」などの理由が挙げられていました。

質問 串間市立図書館をより利用しやすくするためには、どんな方法が良いと思いますか。(複数回答可)



図書館を更に利用しやすくするための方法について伺ったところ、「おすすめの本や新着本を定期的に発信する」という回答が一番多く、次に「読書やほんの貸し出し以外のこと（イベント、講座等）もできるようにする」の回答が多い状況でした。

質問 図書館に希望する事業があればお聞かせください（複数回答可）



図書館に希望する内容について伺ったところ、未就学児の保護者においても、「映画やアニメの上映会」が非常に多く、次に「絵画教室や創作活動」、「おはなし会（読み聞かせ）や朗読会」の順に多くなっている状況でした。

第4章 計画推進のための取り組み

【基本方針1 家庭における子どもの読書活動の推進】

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるものであり、子どもにとって最も身近な存在である保護者は、読書の良さや楽しさを伝える上で、とても重要な役割を担っています。子どもにとって本に親しむことが身近なものであり続けるためには、保護者が、子どものあらゆる成長段階に応じた読書に関心を持ち、積極的に関わり続けることが大切です。

(1) ブックスタートの推進【※注1】

赤ちゃんと一緒に絵本を楽しむとともに、絵本で喜びをわかちあうことを応援する取組として、乳児検診の際にブックスタートパックを贈呈しております。絵本を通して赤ちゃんとうゆっくりふれあい、心安らぐひとときを過ごしてもらうために、取り組みの充実に努めます。



【ブックスタートパック】

(2) 読み聞かせの実施

読み聞かせには、子どもの想像力を豊かにする、言葉を覚える、聞く力を身につけたりするというような効果があると言われています。図書館では、毎週土曜日に本の読み書かせ「おはなし会」を実施するとともに、学校では図書館司書【※注2】やボランティアの方々による読み聞かせを行っております。今後も読み聞かせを通して、子どもの心の成長に繋げるとともに、保護者や関係者の方々に読み聞かせの意義を伝えるために、取り組みの充実に努めます。

(3) 読書の財産として記録に残す「読書通帳」の配布

図書館では、これまで読んだ本を記録できる「読書通帳」を希望者に配布しております。専用の機械に通すことで、借りた本のタイトルや本の価格を記録でき、一つの財産として残すことができます。子どもの成長とともに、どのような本を読んできたかを振り返るきっかけにもなります。

今後も、保護者も一緒に楽しみながら、子どもの読書に関わることができるように取り組みの充実に努めます。



【 読書通帳 】

(4) 家読（うちどく）の推進

家読（うちどく）【※注3】は、家族や身近な人と本を読んで感想を話し合うなど、読書習慣を共有することで、家族の絆を深める取り組みです。小さいうちからたくさん本のに触れることは、豊かな感性と表現力を育むことに繋がることから、各家庭に応じた家読（うちどく）の取り組みができるように、関係機関と連携しながら周知・啓発に努めます。

【 基本方針2 図書館や学校等における読書活動の推進 】

図書館は、子どもが読書に親しむことができる最も身近な施設であり、本の魅力やすばらしさを伝える役割があります。乳幼児、小学生、中学生、高校生など、子どもの成長段階に応じた蔵書の充実を図るとともに、図書館スタッフが成長段階にあった本の選び方や調べ物のサポートを行うほか、各種イベントを開催しながら子どもが気軽に本や図書館に親しむ機会の提供に努めます。また、学校においても、それぞれの成長段階に応じた読書習慣を身につけさせることが大切です。そのため、学校図書館の機能充実を図り、児童生徒が主体的に読書活動等に取り組める環境づくりに努めます。

(1) 子どものための読書環境の整備・充実

図書館では、乳幼児・小学生・中学生・高校生の成長段階に応じた資料の収集に努めております。今後も、それぞれのジャンルごとにバランス良く収集し、レファレンスサービス【※注4】にも対応できる蔵書構成に取り組んでいきます。

読書の機会が減っていく傾向にある中学生・高校生に向けたヤングアダルトコーナー【※注5】については、今後も魅力ある棚づくりに努めていきます。

(2) 自主事業等の開催

図書館では、図書館や読書への関心を高めるとともに、図書館に足を運ぶきっかけ作りとして、様々なイベントを開催しています。

毎週土曜日に開催している「おはなし会」、「春の読書週間」、「絵画教室」、「お化け屋敷&こわいおはなし会」、「図書館まつり」、「絵本作家による講演会」などのイベントを開催しています。また、季節に応じた館内の飾り付けや特集コーナーの設置なども行っております。今後も、読書や図書館に親しむことができるイベント等の充実に努めます。



【 図書館まつり 】



【 おはなし会 】

(3) 移動図書館の取り組み

移動図書館車を活用して、幼稚園や保育所、学校など、決められた場所を巡回して、本の貸し出しを行っています。今後も移動図書館車が来る日が楽しみになるように、選書の充実を図るとともに、それぞれの地域でのコミュニケーションの充実を図りながら、本の楽しさや魅力を伝えていくよう取り組みに努めます。



【 移動図書館の様子 】

(4) わたしの好きな本の紹介

図書館では、市内小学生に協力していただき、児童が出会ったお気に入りの本を「わたしの好きな本」として、メッセージカードとともに図書館に展示しています。展示を通して、さらに読書意欲を高めるとともに、新たな本と出会うきっかけづくりとして取り組みの充実に努めます。



【 わたしの好きな本の展示 】

(5) 学校図書館の整備・充実

学校図書館においては、児童生徒が自分で必要な図書を手にとることができるように、図書館司書などの専門職員からのアドバイスやサポートを受け、成長段階に応じた分類や選書を行うとともに、巡回貸出や団体貸出も活用しながら、読書環境の整備・充実に努めます。

(6) 希望図書リクエストの取り組み

図書館に所蔵していない本を読みたい場合には、リクエストとして新たに本を購入

したり他自治体から取り寄せたりして、ご希望の本をできる限り提供するサービスを行っています。子ども達が希望の本を読むことができるように、取り組みの啓発等に努めます。

(7) 図書バックの贈呈

図書館に訪れたときや移動図書館の際に活用してもらうことを目的に、小学校の新入学1年生に対して、図書バックを贈呈しています。この取り組みを通して、子ども達が積極的に本を借用し、充実した読書活動が行えるように、今後も学校と連携した取り組みに努めます。

(8) 中学生・高校生との連携

図書館では、図書館まつりやその他行事等で、ボランティア活動を行っているインターアクト部の生徒に、運営スタッフ等として協力いただいています。この取り組みを通して、図書館業務についての理解を深めるとともに、図書館に訪れたり、本を読んだりするきっかけづくりにも繋がっています。今後も、関係機関と積極的に連携を図りながら取り組みの充実に努めます。

【 基本方針3 子どもの読書活動における広報・啓発の推進 】

子どもの読書活動推進の意識が高まるとともに、図書館を身近に感じてもらえるように、広報・啓発に努めます。

(1) 図書館に関する情報発信の充実

図書館では、図書館を身近に感じてもらうための情報発信を積極的に行っています。毎月、発行している「図書館だより」、市広報誌と連携した「図書館に行こう」コーナーの掲載、図書館ホームページやFacebookなどの活用を行いながら、各種イベントや

図書館に関する情報発信の充実に努めます。



【 図書館だより 】

（２）子ども読書の日及び読書週間の取り組み

毎年、「４月２３日」は子ども読書の日【※注６】と定められております。また、「子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所を」という願いから、４月２３日～５月１２日の期間はこどもの読書週間【※注７】となっています。子ども達が積極的に本に触れることができるように、図書館だよりやホームページ等での情報発信、関係機関と連携した啓発等に努めます。

（３）児童書新刊情報の発信

図書館では、毎月、一般書及び児童書の新刊情報を発行しており、本の表紙と内容紹介を掲載しております。新刊情報は、関係機関に配布するとともに、ホームページでも閲覧することができます。子ども達が読みたい本に出会うために、取り組みの充実に努めます。

（４）図書館協議会等との連携

子ども読書活動推進に関する情報収集及び提供に努めるとともに、その取り組み状況について、図書館協議会等において分析・検討を行いながら、読書活動の推進に努めます。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 号外法律 第154号

(目的)

第一条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子

どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2

政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2

市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3

都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4

前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3

国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議
(衆議院文部科学委員会における附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○串間市立図書館条例(抄)

(図書館協議会)

第8条 法第14条の規定に基づき、串間市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)第12条の基準に基づき任命する。

3 委員の定数は、5名以内とする。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1名を置き、任期は1年とする。

6 委員長は、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり会務を総括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を行う。
(会議)

第9条 会議は、協議会の委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

○図書館法(抄)

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

令和４年度 串間市立図書館協議会委員名簿
(串間市子ども読書活動推進計画策定委員)

	氏 名	所 属	備 考
1	黒木 秀樹	串間市立都井小学校 校長	
2	那須 雅博	宮崎県立福島高等学校 校長	
3	代口 奈美江	串間市ＰＴＡ協議会 副会長	
4	小川 勇一	学識経験者	
5	河野 幸子	串間史談会 副会長	

※本計画については、既存組織である図書館協議会を計画策定委員会と位置づけて取り組みを実施しました。

用 語 解 説

ブックスタート【※注 1】

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる取り組み。

図書館司書【※注 2】

図書館に置かれる専門的職員（専門職）のことである。

家読（うちどく）【※注 3】

家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。

レファレンスサービス【※注 4】

図書館職員が、参考となる資料等をご案内するサービスです。

ヤングアダルトコーナー【※注 5】

中高生をはじめとする 10 代の「ヤングアダルト世代」を対象にした図書コーナーです。

子ども読書の日【※注 6】

4 月 23 日。子どもの読書活動についての関心と理解を深め、積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

こどもの読書週間【※注 7】

公益社団法人 読書推進運動協議会が主催する。「子ども読書の日」を含む 4 月 23 日から 5 月 12 日までの期間。